

水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）第118条第1項（財務規則第128条において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づき最低制限価格を設ける入札について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する工事をいう。
- (2) コンサルタント業等 規程第2条第3号に規定する委託業務のうち別表第1第2項に係るものをいう。
- (3) 最低制限基礎額 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (4) ランダム係数 乱数を使用して0.9950から1.0050の範囲内で無作為に決定する数（少数点以下第4位までの算出）をいう。

(適用の対象)

第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。

- (1) 競争入札による契約予定金額が200万円を超え1億円（建築工事にあつては、1億2,000万円）未満の工事で総合評価方式を適用しない工事
- (2) 競争入札による契約予定金額が100万円を超えるコンサルタント業等

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、最低制限基礎額の110分の100に相当する額にランダム係数を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事 最低制限価格は予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の9.2を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の7.5を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額
- (2) 測量 最低制限価格は予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.2を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあつては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント，建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等 最低制限価格は予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内とし，上記により算出した価格が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては，予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.1を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とし，10分の6に満たない場合にあっては，予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額

(4) 地質調査 最低制限価格は予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内とし，上記により算出した価格が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては，予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.5を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とし，3分の2に満たない場合にあっては，予定価格の110分の100に相当する額に3分の2を乗じて算出した価格（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額

（最低制限基礎額の設定）

第4条の2 最低制限基礎額は，次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

(1) 工事 次に掲げる区分に応じ，それぞれ定める額

ア 建築工事（電気設備工事，機械設備工事及び外構工事を含む。） 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て），共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て），現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て），共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て），現場管理費の額に直接工事費の額の100分の20の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て），共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て），現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

(2) コンサルタント業等 次に掲げる区分に応じ，それぞれ定める額

ア 測量 直接測量費，測量調査費及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

イ 土木関係建設コンサルタント 直接人件費，直接経費及びその他の原価の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び一般管理費に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

ウ 建築関係建設コンサルタント 直接人件費，特別経費及び技術料等経費の額に10分

の6を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

エ 補償関係建設コンサルタント 直接人件費，直接経費及びその他原価の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

オ 地質調査 直接調査費の額及び間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を合計した額

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限基礎額は，前項の規定にかかわらず，予定価格の110分の100に相当する額に当該各号に定める範囲内で契約検査課長が定めた割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）に，100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 見積り等に基づき予定価格を算出した工事 10分の7.5から10分の9.2

(2) 見積り等に基づき予定価格を算出した土木関係建設コンサルタント，建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント 10分の6から10分の8.1

(3) 見積り等に基づき予定価格を算出した地質調査 3分の2から10分の8.5

(4) 見積り等に基づき予定価格を算出した測量 10分の6から10分の8.2

(5) (2)から(4)までに掲げるコンサルタント業以外のコンサルタント業務 10分の6から10分の8.1

(ランダム係数の決定)

第4条の3 ランダム係数は，あらかじめ決定し，保存しておかなければならない。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は，最低制限価格を設けた工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を行うときは，一般競争入札にあつては公告（財務規則第115条に規定する公告をいう。）する文書に，指名競争入札にあつては指名通知書に最低制限価格を設けた旨を明記しなければならない。

(最低制限価格を下回る価格の申込みがあつた入札の落札者)

第6条 入札執行者は，最低制限価格を設けた入札において当該最低制限価格を下回る価格の申込みがあつたときは，当該申込みをした者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

2 前項の場合において，入札執行者は，最低制限価格を下回る価格の申込みをした者に対し，当該価格が最低制限価格を下回るものであつたため落札者としめない旨を告げるものとする。

(報告)

第7条 入札執行者は，前条第1項の規定により落札者を決定したときは，速やかに契約検査課長にその旨を報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条第 1 号及び第 4 条の規定は、平成 28 年 8 月 1 日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条及び第 4 条の 2 の規定は、平成 28 年 11 月 1 日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和元年 8 月 1 日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和 2 年 8 月 1 日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする

入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和5年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第4条及び第4条の2の規定は、令和7年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。